

立命館大学 法科大学院

FD NEWS LETTER

通巻第6号

2012年4月24日

目次

2011年度のFD活動	1
. 教学改善アンケート	2
. FDフォーラム	3
. 授業参観	4
「FD活動雑感 - 4年間のFD委員長を終えて」(吉村 良一)	5

2011年度のFD活動

2011年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から前期9名、後期10名(内、実務家教員2名)のメンバーで構成されました。

FD委員会は、夏期休暇中を除き、平均月1～2回(合計13回)開催し、FD活動の方針作成と具体化を進めてきました。活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、FDニュースレターの発行などです。

・ 教学改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自の教学改善アンケートを、全科目・全クラスについて行ないました。前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後5～6週目のところで、第2回目は、最終授業時に実施しました。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としています。実施科目率は、ほぼ100%です。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに、FD委員会で委員が分担して分析を行なった結果を集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めました。また、分析結果の概要は、Web上で学生に公表しています。

各アンケートの結果は以下の通りです。

<前期> 第1回目アンケート

5月に全科目で実施され、回収率は89.3%であった。全体を通じて、「非常によく理解できる」15.3%、「だいたい理解できる」71.5%であり、昨年度前期第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」13.6%、「だいたい理解できる」69.9%より、やや上がっており、理解度に関する自己認識は高い。ただし、「だいたい理解できる」との回答がどの程度の理解度を示しているのかは明確でない。また、「非常に満足」は26.4%、「満足」が58.6%であり、昨年度前期第1回目の、「非常に満足」23.5%、「満足」61.1%ほぼ同じであり、満足度は高い。

<前期> 第2回目アンケート

前期最終授業日に実施した。回収率は全体で85.9%であった。全体を通じて、「非常によく理解できた」15.7%、「だいたい理解できた」70.5%と高い数字となっている。この数字は、第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」15.3%、「だいたい理解できる」71.5%とほぼ同じであり、昨年度前期の「非常によく理解できた」14.9%、「だいたい理解できた」69.1%ともほぼ同じである。「力がついた」は88.4%であり、今回から、「わからない」とする選択肢をなくしたが、大部分が、授業を受けて力がついたと認識していることが分かる。「ぜひ薦めたい」34.4%、「薦めたい」55.5%で、満足度は極めて高い。第1回目は、「非常に満足」26.4%、「満足」58.6%なので、それよりも上がっている。

<後期> 第1回目アンケート

11月に実施し、回答率は82.6%であった。全体を通じて、「非常によく理解できる」17.2%、「だいたい理解できる」70.5%であり、昨年後期第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」16.3%、「だいたい理解できる」71.3%とほぼ同様に、理解度に関する自己認識は高い。「非常に満足」は30.5%、「満足」が58.6%であり、昨年後期第1回目の、「非常に満足」29.7%、「満足」57.5%、今年前期第1回目の「非常に満足」26.4%、「満足」58.6%とほぼ同じであり、満足度は高い。

<後期> 第2回目アンケート

後期最終授業日に実施した。回収率は全体で84.1%であった。全体を通じて、「非常によく理解できた」17.7%、「だいたい理解できた」70.7%と高い数字となっている。この数字は、昨年度同期の「非常によく理解できた」15.4%、「だいたい理解できた」70.3%を上回っている。「力がついた」は90.1%であり、大部分が、授業を受けて力がついたと認識していることが分かる。「ぜひ薦めたい」39.4%、「薦めたい」52.6%で、例年通り、満足度は極めて高い。

FDフォーラム

第1回(7月5日) テーマ「成績評価のあり方」

第1報告:「成績評価のありかたに関するこれまでの議論の到達点と今後の課題」
報告者 吉村 良一 教授(FD委員会委員長)

第2報告:「成績評価の方法と基準についての提言」
報告者 倉田 原志 教授(教務委員長・成績評価問題プロジェクト責任者)

前回の法務研究財団による認証評価においては、「厳格な成績評価基準の設定・開示」の項目が、「成績評価に絶対基準を取り入れている点は問題ないが、その内容の把握、設定はまだ途上の面があり、学生への事前開示の面でも十分なされていない。教員間の成績評価のばらつきもあり、改善が必要である」との理由で、C評価であった。成績評価のあり方については、FDフォーラム、教務委員会、教授会等で、これまで様々な議論を重ね、改善を図ってきた。その結果、認証評価で指摘された「成績評価のばらつき」については、基本的な問題は解消されてきている。しかし、平常点評価の方法・基準を含めて、成績評価の方法と基準については、なお、改善すべき点も少なくない。このような見地から、教務委員会の中に、成績評価問題について検討するプロジェクトが設けられ、検討が行われた。今回のフォーラムでは、これまでの経過と到達点を振り返ると共に(報告1)、成績評価問題プロジェクトからの問題提起を受けて(報告2)、議論を行った。

第2回(11月15日) テーマ「科目目標と最低限修得すべき内容(コア・カリキュラム)について」

第1報告:「『科目目標と最低限修得すべき内容』の策定について」
報告者 倉田 原志 教授(教務委員長)

第2報告:「各科目の『科目目標と最低限修得すべき内容』の第一次案について」
報告者

1. 第一次案全体について	松宮 孝明 教授
2. 憲法について	倉田 原志 教授
3. 民法について	松本 克美 教授
4. 刑法について	松宮 孝明 教授
5. 商法について	山田 泰弘 教授
6. 民事訴訟法について	加波 眞一 教授
7. 刑事訴訟法について	山口 直也 教授
8. 行政法について	北村 和生 教授

「共通的到達目標」(いわゆるコア・カリキュラム)の公表にともない、法科大学院において到達すべき目標を、科目ごとに明確にし、かつ、それを学生に明示することが求められている。本法科大学院でも、「共通的到達目標」との関連は、年度当初のガイダンス、シラバスでの明記等を行っているが、同時に、この「コア・カリキュラム」とも関連させつつ、法律基本科目と司法試験選択科目について、立命館大学法科大学院として独自の「科目目標と最低限修得すべき内容」を策定する作業が、各科目担当者のところで進められている。今回のフォーラムでは、その第一次案を相互に交流し、最終文書としてまとめるための手がかりとなる議論を行うとともに、あわせて、その内容をどのような形で学生に周知するかといった点も話し合った。

第3回(3月6日) テーマ「授業改善活動のありかた - 授業改善アンケートを中心に 」

報告:「授業改善活動の「改善」に向けて 授業評価アンケートを中心に 」
報告者 吉村 良一 教授(FD委員会委員長)

現在、立命館大学法科大学院では、授業改善のためのFD活動として、前後期各2回の授業改善アンケートを実施、また、授業参観やFDフォーラムを行っている。これらが、現実の授業改善にどのように役立っており、また、どのような限界や問題点を抱えているのか。今回のフォーラムでは、授業改善活動のあり方そのものを検討の素材に載せた議論を行った。その際、中心に置かれたのは、授業改善アンケートのあり方であった。報告では、2006年の認証評価結果を受けて、以後、行ってきたFD活動を振り返るとともに、学生による授業評価の中心である教学アンケートについて、2004年度以降の推移と、現在のアンケートの特徴、改善課題が提起された。討論では、主としてアンケート活動について、質問項目の変遷の経過、各セメスターに1回から2回にした理由、満足度が上昇していることをどう見るか、アンケート結果をどう授業来善に生かすかといった点が話し合われ、学生の中にある基準の変化などを踏まえ、2012年度から、アンケート項目等に一定の改善を行う必要があること等が確認された。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/index.htm>



・ 授業参観

今年度の授業参観は、新しい科目、新しい担当者の科目に加え、法律基本科目以外の、基礎・隣接、先端・展開科目で実施しました。対象科目数は前期が45、後期が27です。これで、2009年～2011年の3カ年で、全科目の参観が実施されたこととなります。参観は、各教員が最低一つの科目は参観することとし、FD委員は複数科目を参観しました。参観には、延べ前期27名、後期28名の教員が参加しました。参観者は終了後、「この授業の優れている点」「さらに工夫が望まれる点」「双方向的・多方向的授業の工夫など」の3項目からなる報告書を作成し、この報告書は写しが担当教員に渡され授業改善に役立てられるとともに、FD委員会で分析検討を行いました。

「FD活動雑感 - 4年間のFD委員長を終えて」

吉村 良一 教授(立命館大学法務研究科)

1. はじめに

2008年4月に法学部から法科大学院に学内移籍をしてきて、いきなりFD委員会の委員長を仰せつかった。移籍初年度の教員にFDの責任者をやらせるのもいかなものかと思うが、断る理由もないので引き受け、2011年度まで4年間、その職にあった。他の委員や法科大学院執行部の皆さんの協力で、何とかその職責を全うすることができたが、以下は、その中で感じたいくつかのことである。今後のFD活動にとって何らかの参考になることもあるのではないかとということで、(FDニューズレターの発行責任者の特権を生かして)思いつくままに書かせてもらうことにした。もちろんそれらは、あくまで、私見ないし私的感想であり、委員会としてのものではないことを、あらかじめお断りしておきたい。

2. FD活動とは何か

法科大学院設置基準は、「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する」ことを義務づけている(専門職大学院設置基準11条)。これがFD活動である。そして、例えば、本学法科大学院が2007年度に受け、2012年度に2回目に受けようとしている日弁連法務研究財団の認証評価では、「FD活動」と「学生評価」という2つの項目が、このFD活動に関連して挙げられている。要するに、法科大学院という法曹養成に特化した(専門職)大学院における教育の質を維持・向上するために、各法科大学院は恒常的な取り組み、それも、個々の授業担当者だけではなく、大学院の組織としての取り組みをしなければならないということであろう。

本法科大学院では、このためにFD委員会が設置され、教務委員会や教授会と連携して活動を行っている。そしてその委員会は、「教育内容の具体的改善に関する事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う。また、授業内容の改善について議論し、意見交換を行うFDフォーラムを開催し、年1回発行のFD活動の報告書等の作成を行う」(常設委員会内規3条)こととされているのである。

このようなFD活動は、2004年の法科大学院設置段階から取り組みが行われ、本法科大学院の場合、私が委員長を仰せつかった段階では、ほぼその枠組みができ上がっており(ちなみに、設立当初からのFD活動については、2007年度の認証評価において、Bの評価を得ている)、おそらくそのことが、移籍直後の私に委員長をやらせても大丈夫だろうと考えられた背景になっていたものと思われる。

それまで取り組まれ、私も4年間、基本的に継承したのは、以下のような活動である(各活動の概要は、本号を含む毎年度のFDニューズレター参照)。

教学改善アンケートの実施と結果分析

FDフォーラムの開催

授業参観の実施

FDニューズレターの発行

その他



3. FD活動の意義と限界

FD活動の目的は、前述したように、授業の内容や方法の改善にあるが、そこには、二つの側面があるように思われる。一つは、カリキュラム等の教育制度にかかわる改善の課題である。個々の授業はそれだけが単独に存在するのではなく、他の科目と関連し合って受講する院生の力量を高めて行くものである以上、カリキュラム等の制度改革は直接的には教務委員会、そして何よりも教学に責任を負う教授会の任務であるものの、その問題について調査研究し、率直な意見交換を行うことは重要なFD活動の一部である。この4年間は、このような視点から、とりわけFDフォーラムで、カリキュラム等の制度改革課題を意識的に取り上げた。これは、この数年が、法科大学院の設立後数年の経験や入学生の変化などを踏まえて、カリキュラム等の制度改革が取り組まれた時期にあたるからである(例えば、履修前提制の廃止と進級制度の導入、再試験の廃止、未修1年時の単位増等々)。4カ年のFDフォーラムでは、これに関連するものとして、以下のようなテーマを取り上げた。

【2008年度】

第1回(6月3日)「履修前提制について」

【2009年度】

第1回(6月9日)「未修者教育の改革にむけて」

【2010年度】

第1回(7月6日)「再試験廃止後の成績評価のあり方」

第2回(11月9日)「実務科目の現状と課題 - リーガルクリニック、エクスターンシップを中心に - 」

【2011年度】

第1回(7月5日)「成績評価のあり方」

第2回(11月15日)「科目目標と最低限修得すべき内容(コア・カリキュラム)について」

これらのフォーラムでは、その時点での改革案が紹介され、それをめぐって議論が行われた。もちろん、FDフォーラムは改革を決定する場ではないので、そこで一定の結論を出すことはしなかったが、教授会とは異なった場で、かつ、個々の教員が自己の教育実践に引きつけ、時間をかけた率直な意見交換ができたことは、大きな成果であると考えている。

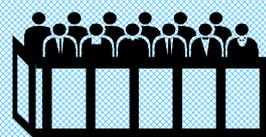
これに対し、FD活動の第二の意義は、個々の授業の内容や方法の改善につなげることである。しかし、この点でのFD活動はなかなか難しい。伝統的な大学教育観によれば、大学での教育は各担当者の研究活動と表裏一体の関係にあり、そこには学問の自由と結びついた教育の自由があるとされた。もちろん、学生が自立して学問を行う主体という実態が失われ、大学教育が学生の自立をうながす場に変わらざるをえなくなった今日、このような古典的の大学教育観を振りかざす教員は多くない。まして、実務法曹を養成する場であり、その関門としての司法試験を意識せざるを得ない法科大学院教育において、このような古典的の考え方が通用しないことは、ほとんど全ての教員が身に沁みて実感している。しかし、それでもなお、教育の内容と方法は最終的には個々の教員に委ねられており、それは、教育という知的営為に必然的にともなうものであることは否定できない。そうすると、FD活動はどのような方法によってどの程度、個々の教員の教育という営為に影響を与えることができ、また、与えるべきなのであろうか。



本法科大学院では、個々の授業内容や方法の改善に関して、授業改善アンケートと授業参観という二つの活動を行っている。授業改善アンケートについては、毎学期、授業の中間段階と最後の段階で、全授業のアンケートを実施し、その結果は、個々の担当教員に返されるとともに、FD委員会でその特徴が分析され、教授会にも報告される(概略は、学生にも開示される)。FD委員会の仕事としては最大の労力を使う仕事である。それでは、これがどのように授業改善に役立っているのであろうか。全体として、授業改善アンケートの意義を消極的に見るべきではない。法科大学院の立ち上げ時において、教員の側も院生の側も新しい制度の中で試行錯誤に近い状態であったとき、アンケートに表れた院生の強い不満が様々な改善に生かされたことも多かったと聞いている。また、私自身が担当するようになって、制度が軌道に乗る中で、また、院生の実態の変化もあり、極端な不満は示されなくなったが、それでも、いくつかの授業で突出した強い不満が示されることがあり、それが、個々の担当者の改善や制度の改革、さらに、場合によれば、担当者の交替などにより劇的に改善されたという事例を見聞きしている。私個人について言えば、2008年に法科大学院に移籍して、それまで、環境法は担当していたものの、法律基本科目である民法科目を担当することになり、最初の段階で、学生のレベル等をはかりかねていたところ、第1回目のアンケート結果の、難易度、分かりやすさ、満足度といった項目の指数を見て、以後、自信を持って授業を進めることができたという経験をしている。教員は、表向きは「アンケートの結果など気にしておられない」などと言う人もないわけではないが、私の見るところ、院生が思っている以上に、アンケート結果は気にしていると思われる。

以上のような意味で、授業改善アンケートには大きな意義があると思うのだが、そこには限界もある。まずその第一は、個々の教員の創意工夫に依拠せざるをえないという教育活動の本質に加えて、「教育の自由」の「残滓」が残る中で、FD委員会等の、いわば外からの批判や評価をどの程度行って良いのが難しいこと、そして、かりに一定の指摘をしても、それがよほど放置できない状態でない限り、個々の教員の受け止めに委ねざるを得ないことである。例えば、「授業での説明の仕方」が非常に分かりにくいとされた授業を改善するためには、(担当者を交替させるといった例外的な措置を除いて)基本は各担当者の工夫によるしかなく、さらに、法科大学院の場合、学部教育を含めて永年の教育経験を有する教員が多く、このような点での改善は、おそらくそう簡単ではない。このあたりの事情の中で、FD委員会でのアンケートの分析の仕方や教授会への報告の仕方は悩ましいところである。

アンケートのもう一つの限界は、結局のところ、それは、院生の主観的受け止めが表明されたものであるということである。その点は、いわゆる満足度という項目に典型的に表れているが、他にも、難易度は「普通」、説明は「非常に分かりやすい」、力が「ついた」、「非常に満足」が大多数という結果が出て、しかし、定期試験でがっかりするといった経験をした教員も少なくなかろう。加えて、2011年度の第3回FDフォーラムで議論したことが、院生の主観的評価は、その評価軸がしっかりしている場合には大きな意味があるが、そうでない場合には、問題のあるバイアスを生じることがある。例えば、受講生が単に、「楽しんで単位を取りたい」という風に考えている場合、そこで「非常に満足」という数字が高く出ることはいかなる意味を持っているのであろうか。最近の学部でのアンケートでは、この種の主観的満足度を聞くものは無くなってきているように思うが、それは、上のようなバイアスの恐れによるものかもしれない。法科大学院の場合、院生はみんな司法試験に合格して実務法曹になりたいという希望を持って入学してくるので、そこでの院生の判断基準も、実務法曹としての基礎的力をつけるのに有意義か、より端的に言って司法試験合格に役立つかといったものである場合が多い。この場合、院生の主観的受け止めであっても、それが一定数集まることによって有意義なものとなる。しかし、もし、法科大学院でも、(楽に)単位が取れるか、あるいは、そこまで行かなくても、(奨学金との関係で)Aが取りやすいかといったように判断基準がぶれてしまった場合、アンケート結果の受け止めには相当に注意しなければならないことになる。本学法科大学院の院生の多数がそのような評価基軸のプレを生じさせているとは思いたくないが、しかし、予断を許さない状況にきているようにも思われる。このような実態の中で、しかし、授業改善の有力な手がかりであるアンケートをどうしていくのか。授業改善アンケートの「改善」の課題があるのではないか。



もう一つの個々の授業改善に向けた取り組みとして、授業参観がある。これについて、私の委員長であった4年間では、2008年度は、新任の担当者の授業を中心に実施し(私の授業にも来ていただいた)、2009～2011年度には3カ年計画で、全授業の参観を実施した。参観者は、全教員が最低一つは参観することとし、足りない部分はFD委員が複数の授業を参観した。参観者の感想は、いくつかの項目のメモとして、授業担当者に渡されている。では、これらが授業改善にどう役立っているか。いくつかの授業については、アンケート結果と突き合わせた議論をFD委員会でもしたこともあり、それなりに意味があることは否定すべきではない。しかし、やはり、同僚に対する遠慮や、さらには、教育活動の前述した特質から、強い批判は控えられがちになっていることは否定できない。授業参観の意義は、むしろ、参観される人よりも参観する側にあるのではないか。私自身の場合、2008年4月から法科大学院で民法科目を担当することが決まった1月の段階で、2007年度の各科目の授業を参観させてもらい、法科大学院での授業を具体的にイメージすることができ、大変に有意義であった。このような、自己研修としての授業参観(同僚から学ぶ)はもっと多く取り組まれて良いように思うが、例えば、民法演習の場合、複数のクラスが同じ時間帯の中で開講されているため、一番参観したい同じ民法演習の他の教員の授業が参観できないといった問題もある。

4. おわりに

以上、駄文を重ねてきたが、この4年間のFD委員会での活動を振り返って一番の反省点は、私が移籍する前に確立したFD活動の枠組みを維持することはでき、また、カリキュラム等の制度改革には何がしかの寄与ができたが、個々の授業に届く活動は十分にできたとは言えず、率直なところ、マンネリ化し形式に流れたところもあったのではないかという点である。FD活動は、設置基準で義務づけられているものであり、認証評価の際にも重要な評価ポイントとなる。また、それが、授業改善に有意義であることは否定できない。したがって、かりに、ある程度、マンネリ化している部分があるにしても、継続してやらなければならないことは確かである。しかし、その中で、効率化すべき点は効率化し、実際により役立つ活動として改善をしていくことが必要なのではなからうか(授業改善活動の「改善」)。委員長は交替するが、委員としては残ることになっており、また、あと何年かは法科大学教員であり続ける以上、私自身も考えてみたいと思っている。

(発行元)

立命館大学 法務研究科(法科大学院)

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学

プロフェッショナルスクール事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : rits-ls@st.ritsumei.ac.jp